

横浜市資産指令第3029号
平成22年9月1日

許可番号 第05650009090号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県厚木市三田2468番地
氏名 有限会社 大成産業
代表取締役 杉崎 隆一郎 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長 林 文子



許可の年月日

平成22年9月1日

許可の有効年月日

平成27年8月31日

1. 事業の範囲

特別管理産業廃棄物の種類

(1) 収集・運搬（積替及び保管を除く）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃石綿等、燃え殻（※）、廃油（※）、汚泥（※）、廃酸（※）、廃アルカリ（※）以上9種類（上記物は、いずれも産業廃棄物であるものを除く）

（※）の廃棄物の種類については、別表の有害物質を含むことのみにより有害な特定有害産業廃棄物に限る。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年9月1日 新規許可

平成22年9月1日 更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

別表

特定有害産業廃棄物の種類

上欄の廃棄物の種類ごとに左欄の有害物質を含むことにより有害なものに限る。

[○(積替え保管を除く)又は●(積替え保管を含む)：左欄の有害物質を含む -：対象外]

有害物質	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん
水銀又はその化合物	○	○	-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	○	○	-	-	-	-	-
鉛又はその化合物	○	○	-	-	-	-	-
有機燐化合物	-	○	-	○	○	-	-
六価クロム化合物	○	○	-	-	-	-	-
砒素又はその化合物	○	○	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	-	-	○	○	○	-	-
テトラクロロエチレン	-	-	○	○	○	-	-
ジクロロメタン	-	-	○	○	○	-	-
四塩化炭素	-	-	○	○	○	-	-
1, 2-ジクロロエタン	-	-	○	○	○	-	-
1, 1-ジクロロエチレン	-	-	○	○	○	-	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	-	○	○	○	-	-
1, 1, 1-トリクロロエタン	-	-	○	○	○	-	-
1, 1, 2-トリクロロエタン	-	-	○	○	○	-	-
1, 3-ジクロロプロペン	-	-	○	○	○	-	-
チウラム	-	-	-	○	○	-	-
シマジン	-	-	-	○	○	-	-
チオベンカルブ	-	-	-	○	○	-	-
ベンゼン	-	-	○	○	○	-	-
セレン又はその化合物	○	○	-	○	○	-	-
ダイオキシン類	○	○	-	○	○	-	-